

懲戒免職処分取消請求控訴事件の判決への対応について

教育総務課
義務教育課

懲戒免職処分取消請求控訴事件（平成 24 年行（コ）第 486 号）の判決への対応について急施を要したため、長野県教育委員会事務処理規則第 4 条第 2 項の規定により、平成 25 年 6 月 11 日次のとおり専決処分したから報告します。

1 処分事案の概要

元中学校教諭は、平成 21 年 4 月 10 日、午後 11 時 30 分頃まで居酒屋で飲酒し、午前 0 時前頃に帰宅した。翌朝 6 時 30 分頃起床すると、貴重品が無いことに気づき、車に乗って探しに出かけたが発見できず、交番に出向き遺失物届を出した。その際、警察官から酒のにおいを指摘され検査を受けたところ、呼気 1 リットルにつき 0.3 ミリグラムのアルコールが検知され、酒気帯び運転で検挙された。

2 経過

平成 21 年 7 月 16 日	教育委員会が懲戒免職処分を決定
平成 21 年 9 月 8 日	元教諭が人事委員会に審査請求を提出
平成 22 年 10 月 18 日	人事委員会が処分承認を裁決
平成 23 年 4 月 11 日	元教諭が長野地方裁判所に提訴
平成 23 年 5 月 19 日	教育委員会が応訴を決定
平成 24 年 11 月 30 日	長野地方裁判所で判決（懲戒免職処分取消）
平成 24 年 12 月 14 日	教育委員会が東京高等裁判所に控訴
平成 25 年 5 月 29 日	東京高等裁判所で判決（控訴棄却）

3 懲戒免職処分取消請求控訴事件の概要

(1) 当事者

ア 控訴人

長野県（代表者 長野県教育委員会）

イ 被控訴人

元長野市立中学校教諭

(2) 控訴の主旨

本件酒気帯び運転における被控訴人の前夜の飲酒量は多く、検知されたアルコール濃度が高かったことや、勤務校において飲酒翌日の酒気帯び運転を含め、飲酒運転の根絶に向け度重なる指導が行われていたことなどから、被控訴人の過失の程度は大きく、故意または故意に等しい重過失がある場合に相当する。その他の事情を総合的に考慮しても、懲戒免職処分を免れない事案であって、免職処分を取り消すとした原判決の取消を求める。

(3) 判決の要旨

被控訴人の過失が軽微であるとはいえないが、故意とは認められず、アルコールの影響を自覚していなくとも不合理的ではないことなどから過失の程度は故意に等しいほど重大であるとはいえない。また、事故も発生しておらず、過去に懲戒処分歴もないことなどの事情から、免職処分は甚だしく過酷であり、本件処分は、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱濫用したもので、違法である。よって、本件控訴は棄却する。

4 判決への対応

東京高裁の判決では、過失は軽微とはいえ、懲戒処分にした判断は相当であるなど教育委員会の主張も一定程度認められていること、類似の裁判事例に照らし上告の理由となる事由がないことなどを総合的に考慮し、上告及び上告受理の申立ては行わない。